

### 43. (Gno.97) 理論刑法学の現状

代表：只木 誠

2024 年度（開始）

#### 【研究の目的】

我が国の理論刑法学の現在の到達点、ならびに、我が刑法に絶えず影響を与えてきたドイツ理論刑法学の現在の到達点を確認し、顧みて、両者がどのような発展を遂げてきたのか、その過程を確認するとともに、両国の刑法解釈学と実務の今後のさらなる発展に資するべく、現在の議論の論点を明らかにし、検討を加える。

#### 【研究活動及び成果】

##### 総括

「理論刑法学の現状」と冠して 2024（令和 6）年 4 月より活動を開始した本共同研究グループにおいては、比較法的にみた日本とドイツそれぞれの刑事立法、刑法解釈学の現在ならびに今後への展望の考察をテーマとしているところ、本 24 年度は、グループ所属の各メンバーにおいてそれぞれの課題に特化した研究活動を行う一方、2025 年度の開催を前提とした日独刑法シンポジウムへの諸準備を中心として作業を進めたものである。

そのようななか、上記作業と並行して、12 月 13 日には昨年度の第 1 回に続く第 2 回のドイツ研究者陣との刑法会議（オンライン）が開催され、日独刑法学における、共同研究 G No.61「生命倫理と法」のテーマにも共通する現代的課題を取り上げての討議がなされたが、この企画は日独の刑法研究者の関心を広く集めるものとなった。なお、本会儀の報告書は、追って、比較法研究所から刊行される予定であり、また、ほぼ時期を同じくしてドイツにおいても刊行されることとなっている。

なお、研究関連の資料の収集・整理作業については、リサーチ・アシスタントがこれを担当している。